

○久留米大学における研究活動に係る不正行為に関する通報処理規程

(目的)

第1条 この規程は、久留米大学における公正な研究活動の確保及び不正行為の防止に関する規程第18条第3項に基づき、本学における研究活動に係る不正行為が疑われる場合の調査手続等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(通報窓口)

第2条 不正行為に関する学内外からの通報窓口を内部監査室に設置する。

2 通報窓口の職員以外の教職員が通報を受けたときは、速やかに通報窓口に連絡しなければならない。

(通報の方法)

第3条 何人も、研究者等（その者が退職等により研究者等でなくなったときを含む。）に不正行為の疑いがあると思料する者は、郵送、電子メール、電話又は面談等により通報を行うことができる。

2 通報は、原則として顕名により行われ、不正行為を行ったとする研究者等の氏名、不正行為の態様等が明示され、かつ、不正行為と判断できる合理性のある理由が示されていないなければならない。

3 前項にかかわらず、匿名による通報があった場合、内容に応じ、顕名による通報に準じた取扱いをすることができる。

(通報の受付)

第4条 内部監査室は、前条の通報があったときは、通報の内容に不備がないことを確認して受け付けた上で、最高管理責任者に速やかに報告する。

2 前条の通報がない場合において、学会等の科学コミュニティや報道、会計検査院等の外部機関からの指摘又は内部監査等の各種監査あるいはインターネット上の掲載等により不正行為の疑いが指摘されたときは、通報に準じた取扱いをすることができる。

(通報者の保護)

第5条 最高管理責任者は、通報を行ったことを理由として当該通報者の職場環境等の悪化や差別待遇が起きないようにするために、適切な措置を講じなければならない。

2 研究者等は、通報を行ったことを理由として、当該通報者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

3 最高管理責任者は、通報者に対して不利益な取扱いを行った者に対しては、当該者が教職員あるいは学生であるかの如何にかかわらず、就業規則又は学則等の関連規則・規程等に基づき、厳正な対応を行うこととする。

4 最高管理責任者は、悪意に基づく通報であることが判明しない限り、単に通報を行ったことを理由として、当該通報者に対して就労上又は就学上の不利益な措置等を行ってはならない。

(被通報者の保護)

第6条 職員等は、相当な理由なしに、単に通報がなされたことのみをもって、当該被通報者に対して不利益な取扱い又は誹謗中傷等を行ってはならない。

2 最高管理責任者は、相当な理由なしに、被通報者に対して不利益な取扱い又は誹謗中傷等を行った者に対しては、当該者が教職員あるいは学生であるかの如何にかかわらず、就業規則又は学則等の関連規則・規程等に基づき、厳正な対応を行うこととする。

3 最高管理責任者は、相当な理由なしに、単に通報がなされたことのみをもって、当該被通報者の研究活動の部分的又は全面的な禁止あるいは当該被通報者の就労上又は就学上の不利益な措置等を行ってはならない。

(悪意に基づく通報)

第7条 何人も、悪意に基づく通報を行ってはならない。この規程において悪意とは、被通報者を陥れるため、又は被通報者の研究活動を妨害するため等、専ら被通報者に何らかの損害を与えること又は被通報者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする意思をいう。

2 最高管理責任者は、悪意に基づく通報であったことが判明した場合は、当該通報者の氏名の公表、懲戒処分等の手続、刑事告発その他必要な措置を講じることができる。

(予備調査委員会)

第8条 最高管理責任者は、第4条の規定に基づく報告を受けたときは、予備調査委員会を設置する。

2 予備調査委員会は、次の委員をもって組織する。

(1) 最高管理責任者が指名する統括管理責任者又は統括管理副責任者

(2) 被通報者が所属する部局等の長

(3) コンプライアンス委員会委員 若干名

(4) その他必要と認める学内外の有識者 若干名

3 最高管理責任者は、部局等の長が不正行為に関与している可能性があるとき、又は被通報者と直接の利害関係を有すると認められるときは、他の研究者を指名する。

4 第2項第3号及び第4号の委員は、通報者及び被通報者と直接の利害関係を有しない者のうちから、統括管理責任者が指名又は委嘱する。

5 予備調査委員会の委員長は、第2項第1号の委員をもって充てる。

6 予備調査委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

(予備調査)

第9条 予備調査委員会は、速やかに第13条に規定する調査（以下「本調査」という。）の必要性の有無を判断するための調査（以下「予備調査」という。）を開始しなければならない。

2 予備調査は、不正行為が行われた可能性、通報内容の合理性等について調査を行う。

3 予備調査委員会は、必要に応じて、通報者及び関係者に対して関係資料その他予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求めると及び当該通報に係る関

係者からの事情聴取を行うことができる。

- 4 通報等がなされる前に取り下げられた論文等に対してなされた通報等について予備調査を行う場合は、取下げに至った経緯及び事情を含め、研究活動の不正行為の問題として調査すべきものか否かについて調査を実施するものとする。
- 5 予備調査委員会は、本調査の証拠となり得る関係書類、研究ノート及び実験資料等を保全する措置をとることができる。
- 6 予備調査委員会は、通報受付日から起算して原則25日以内に予備調査を終了し、予備調査の概要、本調査の必要性の有無についての判断根拠等を記載した予備調査結果報告書を最高管理責任者に提出しなければならない。

(本調査実施の決定等)

第10条 最高管理責任者は、前条第5項の規定に基づく報告を受けた場合は、通報の受付日から起算して30日以内に本調査の実施の要否を決定する。

- 2 最高管理責任者は、本調査の実施を決定した場合においては、速やかに調査委員会を設置し、本調査を開始する。その際、不正行為の概要等について、当該事案に係る研究費等の配分機関等に報告、協議した上で、本調査を行うものとする。
- 3 最高管理責任者は、本調査の実施を決定した場合は、調査の開始を通報者に通知するものとする。
- 4 最高管理責任者は、本調査を実施しないことを決定した場合は、理由を付してその旨を通報者に通知するとともに、必要に応じて被通報者の不利益の発生防止のための措置を講ずる。この場合、予備調査に係る資料等を適切に保存し、配分機関等や通報者の求めに応じて開示することができるよう、予備調査の資料等を保存するものとする。

(調査委員会)

第11条 調査委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 最高管理責任者が指名する統括管理責任者又は統括管理副責任者
 - (2) 予備調査委員会の委員 若干名
 - (3) その他必要と認める学内外の有識者 若干名
- 2 前項の委員は、調査の公正性及び透明性を確保するため、通報者及び被通報者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。また、学外有識者は本学と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
 - 3 調査委員会の委員は、学外有識者を半数以上とし、最高管理責任者が指名又は委嘱する。
 - 4 調査委員会の委員長は、最高管理責任者が指名する。
 - 5 調査委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

(本調査の通知等)

第12条 最高管理責任者は、調査委員会を設置したときは、通報者及び被通報者に対し、調査委員会委員の所属及び氏名を示し、本調査を行うことを通知するとともに、調査への協力を求める。

- 2 前項の通知を受けた通報者及び被通報者は、当該通知を受けた日から7日以内に、書面により、最高管理責任者に対して調査委員会委員に関する異議を申し立

ることができる。

- 3 最高管理責任者は、前項の異議申立てがあった場合、当該異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る委員を交代させるとともに、その旨を通報者及び被通報者に通知する。

(本調査の実施)

第13条 調査委員会は、特段の事情がない限り、本調査の実施の決定があった日から起算して原則30日以内に本調査を開始するものとする。

- 2 調査委員会は、通報事案に係る次の事項について調査を行う。

- (1) 通報等において指摘された当該研究に係る論文、実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査
- (2) 当該通報に係る関係者からの事情聴取
- (3) その他必要と認める事項

- 3 調査委員会は、本調査の実施に際し、通報者、被通報者その他の関係者に対し、必要な協力を求めることができる。

- 4 前項の協力を求められた通報者、被通報者その他の関係者は、調査が円滑に実施できるよう積極的に協力し、真実を忠実に述べるなど、調査に誠実に協力しなければならない。

- 5 調査委員会は、調査対象者が前項の協力の求めに応じない場合であって、調査に必要な資料を保全するため緊急の必要があると認めるときは、調査対象者に対し当該調査に係る利害関係を有する者との接触禁止、保全を必要とする場所への接近禁止その他の必要な措置を要請することができる。

- 6 調査委員会は、前項の措置を要請する場合は、調査対象者以外の教職員等による研究教育活動及び本学の管理運営に係る業務に支障が生ずることがないように十分配慮しなければならない。

- 7 本調査においては、被通報者に対し、書面又は口頭による弁明の機会を与える。

- 8 被通報者は、弁明の機会において当該通報内容を否認する場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法及び手続に則って行われたこと、論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

- 9 調査委員会は、被通報者に対し、再実験等の方法によって再現性を示すことを求めることができる。また、調査対象者から再実験等の申し出があり、調査委員会がその必要を認める場合は、再実験等に要する期間及び機会並びに機器の使用等を保障するものとする。この場合において、再実験等は、調査委員会の指導、監督の下に行われなければならない。

(証拠の保全措置)

第14条 最高管理責任者は、本調査の実施に当たり、通報事案に係る研究活動に関し、証拠となる資料等を保全する措置を講ずる。これらの措置に影響しない範囲内であれば、被通報者の研究活動を制限しない。

(本調査の中間報告)

第15条 調査委員会は、本調査の終了前であっても、当該事案に係る配分機関等

の求めに応じ、本調査の中間報告を提出するものとする。

(認定)

第16条 調査委員会は、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被通報者の自認等の諸証拠を総合的に判断し、不正行為の有無を認定する。また、不正行為と認定したときは、その内容、関与した者とその関与の度合い、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割その他必要な事項を認定する。

2 前項の認定において、被通報者が自らの説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定する。また、保存義務期間の範囲に属する生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬及び関係書類等の不存在など、本来存在すべき基本的な要素の不足により、被通報者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも同様とする。

3 証拠の証明力は調査委員会の判断に委ねられるが、被通報者の自認を唯一の証拠として不正行為と認定することはできない。

4 調査委員会は、不正行為が行われなかったと認定される場合において、調査を通じて通報が悪意に基づくものであると判断したときは、併せて、その旨の認定を行うものとする。

(調査結果の通知及び報告)

第17条 調査委員会は、調査を開始した日から起算して原則150日以内に、調査の結果をまとめ、認定の根拠等を記載した調査結果報告書を作成し、最高管理責任者に提出しなければならない。

2 前項にかかげる期間内に認定を行うことができない合理的な理由がある場合は、調査委員会は、その理由及び認定の予定日を付して最高管理責任者に申し出を行い、承認を得るものとする。

3 最高管理責任者は、第1項の報告を受けたときは、その結果を書面にて通報者及び被通報者に通知する。

4 最高管理責任者は、前項の通知に加えて、調査結果を当該事案に係る配分機関等に報告するものとする。

(不服申立て)

第18条 通報者及び被通報者は、前条第3項により通知された調査結果に不服があるときは、最高管理責任者に対し、通知を受けた日から起算して10日以内に不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

2 最高管理責任者は、前項に基づき通報者から不服申立てがあったときは被通報者に対して、また、被通報者から不服申立てがあったときは通報者に対して通知するとともに、当該事案に係る配分機関等に報告する。

3 通報者は、通報が悪意に基づくものと認定され、これに不服がある場合には、前条第3項の通知を受けた日から10日以内に不服の申立てを行うことができる。

(不服申立ての審査及び再調査)

第19条 最高管理責任者は、前条の不服申立てがあったときは、調査委員会に当

該不服申立てに係る審査を実施させる。調査委員会は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、再調査を行うべきか否かを速やかに決定しなければならない。

- 2 調査委員会は、不服申立ての却下又は再調査開始を決定したときは、最高管理責任者に直ちに報告する。
- 3 最高管理責任者は、通報者及び被通報者に当該決定を通知するとともに、当該決定について配分機関等に報告する。
- 4 調査委員会は、再調査を開始した場合は、原則として再調査を開始した日から起算して50日以内に本調査の結果を覆すか否かを決定し、最高管理責任者に報告するものとする。ただし、50日以内に本調査の結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定の予定日を付して最高管理責任者に申し出を行い、承認を得るものとする。
- 5 通報が悪意に基づくものと認定された通報者による不服申立てについては、調査委員会は原則として30日以内に再調査を行い、その結果を直ちに最高管理責任者に報告する。
- 6 最高管理責任者は、前二項の報告に基づき、速やかに、通報者及び被通報者に再調査の結果を通知するとともに、当該結果について配分機関等に報告する。

(調査結果の公表)

第20条 最高管理責任者は、不正行為が行われたと認定した場合は、速やかに次の事項を含む調査結果を公表するものとする。

- (1) 不正行為に関与した者の所属及び氏名
 - (2) 不正行為の内容
 - (3) 本学及び調査委員会が調査結果の公表時までに行った措置の内容
 - (4) 調査委員会委員の所属及び氏名
 - (5) 調査の方法、手順
- 2 前項の規定にかかわらず、不正行為があったと認定された論文等が、通報がなされる前に取り下げられていたときは、当該不正行為に関与した者の所属及び氏名を公表しないことができる。
 - 3 最高管理責任者は、不正行為が行われなかったと認定した場合は、原則として、調査結果等の公表は行わないものとする。
 - 4 前項の規定にかかわらず、被通報者の名誉を回復する必要があると認められる場合、調査事案が外部に漏えいしていた場合又は論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表する。この場合における公表内容は、次の各号に掲げる事項とする。
 - (1) 不正行為がなかったこと
 - (2) 論文等に故意ではない誤りがあった場合はその内容
 - (3) 被通報者の所属及び氏名
 - (4) 調査委員会委員の所属及び氏名
 - (5) 調査の方法、手順
 - 5 最高管理責任者は、悪意に基づく通報が行われたと認定した場合は、通報者の所属及び氏名、悪意に基づく通報と認定した理由、調査委員会委員の所属及び氏

名、調査の方法及び手順等を公表する。

(是正措置)

第21条 本調査の結果、不正行為が行われたと認定されたときは、最高管理責任者は、速やかに再発防止のために必要な是正措置を講じなければならない。

2 最高管理責任者は、統括管理責任者に対し、具体的な是正措置等を命ずるものとする。

3 最高管理責任者は、前項の是正措置等の内容を配分機関等に報告するものとする。

4 再発防止策等についてはコンプライアンス委員会に諮るものとする。

5 最高管理責任者は、不正行為が行われていない旨の報告を受けたときは、その旨を本調査に関係した全ての者に通知するとともに、必要に応じ被通報者の不利益の発生防止のための措置を講ずる。

(処分)

第22条 最高管理責任者は、不正行為が行われたものと認定された場合は、当該不正行為に関与した者について、当該者が教職員あるいは学生であるかの如何にかかわらず、就業規則又は学則等の関連規則・規程等に基づき、厳正な対応を行うこととする。

2 前項に掲げるもののほか、必要に応じ、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 期間を定めた学内外の研究費等（研究機器の維持等に係る経費を除く。）の使用禁止及び配分の停止

(2) 既に使用した研究費等の全部又は一部の返還請求

(3) 研究不正を行った者に対する刑事告発・民事訴訟

(4) 研究不正を行った者の所属する部局等の長に管理責任があると認められるときの当該部局等の長に対する処分に係る手続

3 前項第1号に定める研究費等の配分停止に関する基準は、別に定める。

(秘密保持義務)

第23条 この規程に基づく不正行為の調査等に携わった者は、当該業務に関連して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(過去に研究者等であった者等の扱い)

第24条 過去に本学の研究者等であった者の当該期間の行為について、第4条に規定する通報等があった場合は、この規程に基づき対応を行う。

(本規程等の管理運営)

第25条 この規程及びこの規程以外の取扱については、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（文部科学大臣決定）」のほか、関連規程等に基づき、最高管理責任者の判断により管理運営等を行うものとする。

(庶務)

第26条 この規程に関する庶務は、内部監査室が行う。

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。